

**法務省**  
**インフラ長寿命化計画（行動計画）**

**令和3年度～令和7年度**

**令和3年3月**  
**法務省**

## 目次

1	はじめに	1
2	対象施設	2
3	計画期間	3
4	対象施設の現状と課題	3
	(1) 点検・診断／修繕・更新など	3
	(2) 基準類	4
	(3) 情報基盤の整備と活用	4
	(4) 個別施設計画の策定・推進	4
	(5) 新技術の導入	5
	(6) 予算管理	5
	(7) 体制の構築	5
5	中長期的な維持管理・更新等のコスト見通し	5
6	必要施策に係る取組の方向性	6
	(1) 点検・診断／修繕・更新など	6
	(2) 基準類	6
	(3) 情報基盤の整備と活用	7
	(4) 個別施設計画の策定・推進	7
	(5) 新技術の導入	7
	(6) 予算管理	7
	(7) 体制の構築	7
7	フォローアップ	8

## 法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）

### 1 はじめに

我が国のインフラは、戦後、短期間で集中的に整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷の進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要したため必要な措置が講じられなかったことなどにより、今後一斉に高齢化し、その割合が加速度的に増加することが想定されている。

今後のインフラストックの高齢化に的確に対応し、これまで以上に戦略的な取組を進めるため、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る方向性を示すものとして、あらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）（以下「基本計画」という。）が策定され、国や地方公共団体等は一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなった。

また、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定、平成30年12月改訂）においては、「老朽化対策」が設定されたほか、災害時の公共施設に係る被害の最小化が理念の一つとされ、耐震化の促進等、施設の適切な維持管理・更新等を推進していくこととなっている。

当省の施設は、社会基盤を支える業務を遂行する上で重要なインフラであり、これまで旧耐震基準により整備された老朽施設の更新を中心に整備を進めてきたところであるが、所管する施設数が多数あり、また、治安関係施設や不特定多数の一般来庁者が利用する施設等、広大な施設面積を有し、かつ、多くの老朽施設を抱えているため、整備に長期間を要している現状にある。このことに鑑み、その対策として、中長期的な維持管理、施設の集約・統合による効率的な更新及びリノベーション手法等を用いた延命化等の様々な手法を用いることで、トータルコストの縮減及び予算の平準化を推進し、良好なインフラストックとして保持していくことが極めて重

要である。

こうした現状を踏まえ、今後、当省において、所管する施設の維持管理・更新等を戦略的に推進していくために、今般、「法務省インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を改定し、これに基づき、インフラ長寿命化に向けた取組を強力に推進する。

本行動計画に基づき、当省が所管する各施設の管理者は、個別施設ごとの具体的対応方針を定める計画として、「個別施設ごとの長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定し、着実に実施する。

## 2 対象施設

法務省が管理する建築物及びその附帯施設の全てを対象とする。

ただし、借受施設を除く。

### 法務省管理施設一覧

施設分類	対象施設
官署施設	地方合同庁舎（法務省が管理するもの。） 法務総合庁舎 法務局（支局，出張所含む。） 検察庁（支部，区検含む。） 矯正管区 保護観察所（駐在官事務所，自立更生促進センター含む。） 出入国在留管理庁（支局，出張所含む。） 公安調査庁（駐在官室含む。） 研修所 職員宿舎
収容施設	刑務所（刑務支所含む。） 拘置所（拘置支所含む。） 少年院（分院含む。） 少年鑑別所（鑑別支所含む。） 婦人補導院

入国者収容所 職員宿舎
----------------

### 3 計画期間

令和7年度(2025年度)までとする。

### 4 対象施設の現状と課題

膨大な施設数と面積(全体568万㎡, 官署施設535施設212万㎡, 収容施設287施設356万㎡)を有する当省は, 耐震性能が満たされていない建物の整備を優先して進めているものの, 未だ老朽化が著しい多数の施設を維持管理している現状にある。

#### 老朽施設面積一覧

	総延べ面積
官署施設	117,776 ㎡
収容施設	728,982 ㎡

当省の施設における喫緊の課題は, 耐震性能を満たしていない建物の安全性を確保することであり, これを促進しつつ, 新たな行政需要へ対応していく必要がある。

特に, 治安関係施設については, 災害等による建物損壊に伴い, 被収容者等が逃走する等の事故を防止することが, 社会の安全性を確保する上で極めて重要であり, 施設管理者は, その維持管理を遺漏なく, かつ適切に行う必要がある。

加えて, 現在の施設老朽状況は顕著であり, これらを踏まえた取組を検討していく必要がある。

また, これらに対応するに当たっては, 人口減少等の社会情勢を十分に勘案した上, 適正かつ効率的な施設整備を図る必要がある。

#### (1) 点検・診断／修繕・更新など

これまでの取組として, 例えば, 国土交通省の各地方整備局等が開催する「官庁施設保全連絡会議」に各施設の施設保全責任者等を派遣し, 保全に関する情報収集に努めて

きたところであるが、より一層、点検・診断を行う人材育成及び適正な修繕・更新を行うための知見とノウハウの蓄積が必要である。

また、多数の施設の点検等においては、統一的・標準的な基準に基づく対応が必要であり、各施設管理者が関係法令・告示等に留意して的確に施設の点検・確認を実施し、その結果を計画的な修繕・更新に結びつけていく必要がある。

これら課題に対処するためには、各施設の保全担当者等が、保全業務について十分に理解を深めることが肝要であるとともに、保全に関する技術的な支援を充実させていくことが必要である。

## (2) 基準類

施設の維持管理・更新等における基準類については、関係法令・告示等のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」に基づく必要がある。

さらに、施設の維持管理・更新等に係る取組の中で得られた有益な情報については、法務省が所管する施設管理者間で相互に共有するとともに、同種・類似施設の管理者間の連携及び施設の重要度や利用状況等に応じた管理水準の設定などにより、維持管理・更新等に係る取組の高度化及び効率化を図る必要がある。

## (3) 情報基盤の整備と活用

老朽化が進行している施設の効率的な長寿命化を実現するためには、修繕・更新履歴や診断結果等の情報を蓄積し、さらには蓄積した情報を分析・利活用する必要がある。その方策として、「官庁施設情報管理システム（ビームス・エヌBIMMS-N）」（以下、「BIMMS-N」という。）の活用を推進する。

同システムが効果的に活用されるようにするために、システム入力事項である修繕・更新履歴や診断結果等の専門的知識を必要とする部分に関し、解説・指導のほか不明点に関する相談窓口の設置・運用が必要である。

## (4) 個別施設計画の策定・推進

当省全体施設の修繕・更新状況を把握するには、全ての対象施設において適切な個別施設計画を策定する必要がある。そのためには、対象施設の現状を十分に把握し、修繕履歴等を適確に BIMMS-N に反映させて、実効性のある計画を策定・更新していく必要がある。

#### (5) 新技術の導入

現在、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」に基づき、点検・診断を実施し、既定の技術による修繕・更新を行ってきたが、さらに、関係省庁と連携の上、より効率的な点検・診断に関する新技術の情報収集及び長寿命化に資する技術の導入に積極的に取り組むことが必要である。

#### (6) 予算管理

当省は、前述のとおり、耐震性能を満たしていない建物の安全性の確保や施設の老朽対策が喫緊の課題となっており、それらを踏まえて、全ての対象施設の個別施設計画を予算に反映していく必要があるが、適正な予算管理を行うためには、個別施設計画の更新を行い、状況を把握し、効率的な中長期計画を策定することが必要である。

#### (7) 体制の構築

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月1日付け国営管第59号・国営保第11号（最終改正：平成22年3月31日付け国営管第482号・国営保第30号））に基づき、全ての対象施設において施設保全責任者を置くとともに、責任感を持って実効性のある保全を実施するため、保全担当者等に対し、技術支援する体制構築が必要である。

また、施設の長寿命化を図る上では、施設の利用者全員の保全意識（施設を大切に使う意識）の醸成が重要であり、一層の意識改革を推進する体制構築が必要である。

### 5 中長期的な維持管理・更新等のコスト見通し

各施設の現状を十分反映し、個別施設計画を策定した上で、中長期的に必要なとなる維持管理・更新等に係るコストを見通

すことが必要である。

当省では、耐震性能を満たしていない多数の老朽施設について、耐震性能の確保及び老朽を解消するための対策を推進しているところ、今後、現在着手している案件を含めた個別施設計画の更新を行い、中長期計画に反映した上で、コストの見通しを明らかにする。

## 6 必要施策に係る取組の方向性

### (1) 点検・診断／修繕・更新など

- ア 全ての対象施設において、関係法令・告示等に基づき、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」に沿って、適正な点検・確認を実施する。
- イ 国土交通省の各地方整備局等が開催する「官庁施設保全連絡会議」に各施設の施設保全責任者等を派遣し、点検方法及び適正な保全の実施について情報収集を行う。
- ウ 当省大臣官房施設課において、各施設の施設保全責任者等を対象に「保全説明会」等を開催し、適正な保全の実施について周知徹底する。
- エ 旧耐震基準により整備された施設は、耐震診断結果に基づき、建替え又は耐震補強の検討を行い、新耐震基準により整備された施設は、原則として、長寿命化を図る。
- オ 保全の基準に基づき「良好」と判断される施設の割合を、90%以上とする。

### (2) 基準類

- ア 定期点検については、以下の関係法令・告示等に基づき実施する。
  - 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）
  - 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号）
  - 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351



号)

イ 官庁施設の保全については、以下の基準類に基づき実施する。

○ 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）

○ 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月1日付け国営管第59号・国営保第11号（最終改正：平成22年3月31日付け国営管第482号・国営保第30号））

### **（３）情報基盤の整備と活用**

全ての対象施設の保全情報を BIMMS-N に入力し、情報の共有化を図り、継続して更新する。

入力作業のバックアップとして、「保全説明会」の開催時に技術的な解説を行う。

### **（４）個別施設計画の策定・推進**

全ての対象施設について、個別施設計画の策定・更新を推進する。

各施設における個別施設計画の策定・更新に当たっては、BIMMS-N を活用して、「中長期保全計画」（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度及び概算額に係る計画）及び「保全台帳」（点検及び修繕履歴等を記録する台帳）を作成し、点検・診断結果を踏まえ、修繕・更新等の計画に活用する。

### **（５）新技術の導入**

建築物全般に係る点検・診断及び長寿命化に資する材料・工法等について、有用な新技術の把握及び導入に努める。

### **（６）予算管理**

全ての対象施設の個別施設計画等の情報を BIMMS-N に集約してデータベース化し、それを更新することで、当省施設の適正な修繕・更新コストの的確な現状把握を可能とするとともに、トータルコストの縮減・平準化を図る。

### **（７）体制の構築**

全ての対象施設に施設保全責任者を官職を指定して設置する。

また、「保全説明会」の開催時に点検・診断の技術的解説等を実施し、点検・診断能力の底上げを図り、今後の点検・診断結果については、全ての対象施設の情報を集約し、一元的に技術的支援をする体制を整える。

## 7 フォローアップ

本計画を継続し発展させるため、上記6（1）ないし（7）記載の取組を引き続き充実・深化させる。

併せて、上記の取組も含めた本計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策について課題を整理し、解決策等の検討を行う。

また、必要に応じ、「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において、進捗状況等を報告するとともに、他省庁との連携の在り方についても適宜見直しを行う。